

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第1143号

令和7年10月30日

木 曜 日

目

次

監査委員公表

○監査結果の公表

(監査委員) 2

監査委員公表

監査委員公表第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する、第 199 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 項の規定に基づき、令和 7 年 9 月 22 日までに実施しました令和 7 年度定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 7 年 10 月 30 日

四日市港管理組合

監査委員 村 上 亘

監査委員 小 林 博 次

第 1 監査の概要

1 監査基準の準拠及び監査の種類

本定期監査は、「四日市港管理組合監査委員監査基準」第 2 条第 1 項第 1 号の財務監査（地方自治法第 199 条第 1 項）及び同項第 2 号の行政監査（同法第 199 条第 2 項）を、同法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施しました。

2 監査の対象及び着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか
検証、確認するとともに、令和 6 年度監査結果の指摘事項に対する取組等を的確に把握し、改善状況を検証することに着眼し、これらに関連する事務事業の執行等を監査の対象としました。

3 監査の実施内容

ア 実施箇所

（経営企画部）

総務課、企画課、振興課、港営課、建設課、防災営繕課

(室・局)

出納室、議会事務局、監査委員事務局

イ 監査の実施期日及び方法

監査委員による実地監査は、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの説明及び聴取等により行われた事務局職員による予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき、令和 7 年 8 月 22 日、8 月 29 日、9 月 3 日、9 月 5 日及び 9 月 22 日の計 5 日間、監査委員が当管理組合において、関係者から説明を受け、聴取を行うなどにより、実施しました。

第 2 監査の結果及び意見

監査基準に従い監査した結果、概ね、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めていると認められるが、次のとおり、事務事業の執行等に関する意見があるので、速やかに適切な措置を講じられたい。

事務事業の執行に関する意見

【企画課】

(1) 親しまれるみなとづくりについて

四日市地区の旧港の整備については、将来を見通して、現在四日市市が進めている中央通りの整備計画を見据え、一体的なまちづくりとして取り組まれたい。

また、管理組合としては、引き続き、市はじめ関係組織とも連携の上、港に親しんでいただく仕掛けづくりに際し県民・市民の参加を得ることで、持続可能なまちづくりに繋がるよう取り組まれたい。

【振興課】

(1) 利用促進拡大に向けて

荷主企業等の利用促進に向けた補助金制度の充実などを図っているところであるが、道路網整備に伴う背後圏の拡大を見据え、四日市港を利用する優位性や補助金の活用に

ついて、セミナーや説明会の開催に加え、より効果的な P R の手法を検討するとともに、引き続き航路誘致に取り組み、四日市港の港勢拡大に繋がるよう取り組まれない。

【港営課】**(1) 港湾手続きの電子化について**

港湾手続きの電子化については、今後、国が進める港湾物流手続きシステムの電子化の動きのなかで、管理組合のシステムと連携の取れたシステムを早期に構築することにより、港湾運送事業者等の利便性を高め、四日市港の競争力の確保に繋がるよう取り組まれない。

【建設課】**(1) 臨港道路霞・四日市線について**

現在構想のある臨港道路霞・四日市線については、整備による効果が大きいため、コンビナート企業をはじめとする関係者の協力が得られるような形で港湾計画に位置付け、実現に向けて取り組まれない。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1 - 1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<https://www.yokkaichi-port.or.jp>
